

平成26年2月13日
在南アフリカ共和国日本国大使館

大使館からのお知らせ（領事情報：旅券／記載事項訂正制度の変更）

1 現在、有効な旅券の身分事項に変更があった方は、原則として、新たな旅券に切り替える申請をして頂く必要がありますが、変更が氏名・本籍の都道府県のみの場合には、「記載事項の訂正」を申請して頂くことも可能となっております。

2 しかしながら、平成26年3月20日に旅券法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、「記載事項の訂正」制度は廃止され、「記載事項の訂正」申請はできなくなります。これを受け、同日からは「記載事項変更旅券」という新たな形式での旅券を申請していただくこととなります。なお、記載事項変更旅券には、変更後の氏名・本籍が顔写真のページやICチップに反映されていますが、有効期間満了日は変更前の旅券と同じになります。

3 手数料（平成25年度）は次のとおりとなります。

「記載事項の訂正」：100ランド（3月19日申請分まで）

「記載事項変更旅券」：640ランド（3月20日申請分から3月31日申請分まで）

※4月1日以降申請分につきましては、平成26年度の手数料が適用されますが、決定次第、改めてお知らせいたします。

4 今回の制度変更の背景には、国際民間航空機関（ICAO）が定めるパスポートの国際標準により、2015年11月25日以降は、渡航先の国によっては、現行の訂正旅券が新しい国際基準に合致しないのではないかとの指摘を受けたり、出入国時における審査においてトラブルとなる可能性が更に大きくなることも予想される他、海外滞在中に様々な手続きに支障が生じるおそれも考えられていることがあります。

詳しくは外務省のホームページ

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page3_000097.html) をご覧ください。

（了）